

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（看護学または臨床福祉学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 論文要旨（様式5） 25部
- (4) その他必要な参考資料 4部
- (5) 履歴書（様式7） 1通

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（看護学または臨床福祉学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部以上
- (3) 学位論文要旨（様式5） 25部
- (4) 論文目録（様式6） 4部以上
- (5) 学位論文の基礎となる副論文 4部以上
- (6) 同上副論文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 履歴書（様式7） 1通
- (8) 論文審査料 50,000円

- 2 学位論文の基礎となる副論文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明が有る論文とする。これらの副論文は、筆頭者として1編以上あることが必要である。
- 3 共著である前項の副論文には、申請者以外の共著者の承諾書を添付しなければならない。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設置する。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士後期課程に4年以上在学した者

- (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者
- 3 免除の期間は、在学年数に算入する。

### 第3章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（看護学または臨床福祉学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学看護福祉学部研究生（在籍1年以上）で専ら研究に従事し、かつ、大学またはこれと同等と認める研究機関等において、次の研究歴を有する者でなければならない。

- (1) 大学の修士課程を修了後の研究歴4年以上の者
  - (2) 大学を卒業後の研究歴7年以上の者
  - (3) 前号に該当しない者で研究歴10年以上の者
- 2 前項の大学と同等と認める研究機関等は、次のとおりとする。
- (1) 申請しようとする学位に関連する国公立の研究所等の研究機関
  - (2) 財団法人又は社団法人組織による申請しようとする学位に関連する研究所等の研究機関
  - (3) 申請しようとする学位に関連する業務を行う、国公私立等の病院・施設・相談所
  - (4) 申請しようとする学位に関連する業務を行う、国・地方公共団体の機関
  - (5) 申請しようとする学位に関連する業務を行う、法人
  - (6) その他、研究委員会が適当と認めた機関

3 論文博士の学位を申請する者は、研究科専任教員の推薦を得た者でなければならない。

第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は9月（3月）とする。

- (1) 学位論文予備審査願（様式2） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部以上
- (3) 学位論文要旨（様式5） 25部
- (4) 論文目録（様式6） 4部以上
- (5) 学位論文の基礎となる副論文 4部以上
- (6) 同上副論文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 参考論文 4部以上
- (8) 履歴書（様式7） 1通
- (9) 戸籍抄本 1通
- (10) 最終学校卒業証明書 1通
- (11) 研究歴証明書（様式9） 1通
- (12) 推薦書（様式10） 1通
- (13) 予備審査料 50,000円

（本学専任職員は免除）

2 学位論文の基礎となる副論文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある論文とする。これらの副論文は、原則として筆頭者として3編以上あることが必要である。

3 共著である前項の論文には、申請者以外の共著者の承諾書を添付しなければならない。

第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員に付託する。

第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

- 2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。
- 3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告するものとする。
- 4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。
- 5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。

第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書（様式3） 1通

- (2) 学位論文（様式4） 4部以上
- (3) 論文審査料
  - 本学専任職員 100,000円
  - 本学学部卒業者・本学修士課程修了者  
及び本学修士・博士課程退学者 100,000円
  - 上記以外の者 300,000円

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。
- 3 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認のための試問

- 4 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。
- 5 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 6 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 7 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

#### 第4章 共通事項

第13条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第14条 この規則の改廃は、研究科委員会及び評議会の議を経て行う。

##### 附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則第6条第5項については、平成24年4月1日現在で大学院看護福祉学研究科博士後期課程に在学する者にも適用する。

##### 附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日以前に本研究科に入学し引き続き在学する者にも適用する。

##### 附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

##### 附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

様式1（第2条・第4条関係） 学位論文審査願・・・学位規程別紙様式第4参照

様式2

（第8条関係） 学位論文予備審査願（A4版）

様式3（第11条関係） 学位申請書・・・学位規程別紙様式5参照

様式4（第2条・第4条・第8条・第11条関係） 学位論文

A4版（横書き）に記し、A4版のファイルに綴じる。ファイルの表紙並びに背中に論文題目、研究科名、氏名を記すこと。論文は手書き、ワープロいづれでも可。

様式5 (第2条・第4条・第8条関係) 論文要旨

A4版(横書き)に記すこと。(1600字以内)

様式6 (第4条・第8条関係) 論文目録・・・学位規程別紙様式6参照

様式7 (第2条・第4条・第8条関係) 履歴書・・・学位規程別紙様式第7参照

様式8

(第4条・第8条関係) 共著者承諾書(A4版)

様式9

(第8条関係) 共著者承諾書(A4版)

様式10

(第8条関係) 推薦書(A4版)

様式11

(第3条・第5条関係) 報告書A(A4版)

様式12

(第10条関係) 報告書B(A4版)

様式13

(第10条関係) 報告書C(A4版)

様式14

(第12条関係) 報告書D(A4版)

様式15

(第3条・第5条・第12条関係) 報告書E(A4版)